

令和8年度において県が発注する建設工事の契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等は、次のとおりです。

令和8年4月1日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達の対象となる特定役務の種類

岡山県工事執行規則（昭和48年岡山県規則第61号）第1条に規定する工事

2 入札参加資格審査を受けることができる者

入札参加資格審査を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可を受けている者であること。
- (4) 法第27条の23の規定による経営事項審査（申請する業種について、その審査基準日が令和6年8月1日以降であるものに限る。）を受けている者であること。
- (5) 申請直前の土木一式工事又は建築一式工事に係る法第27条の29第1項の規定により通知された総合評定値（以下「総合評定値」という。）が、1,050点以上である者であること。
- (6) 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づく中小企業退職金共済若しくは建設業退職金共済又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）に基づく特定退職金共済に加入している者であること。
- (8) 申請する業種について、直前の法第27条の26第1項に規定する経営規模等評価（以下「経営規模等評価」という。）の申請における年間平均完成工事高が500万円以上の者又は当該経営規模等評価の申請における基準決算の完成工事高と基準決算から入札参加資格審査の申請時までの完成工事高の平均（当該経営規模等評価の平均完成工事高を3年平均で申請した者については、基準決算の直前期の完成工事高と基準決算の完成工事高と基準決算から入札参加資格審査の申請時までの完成工事高の平均とする。）が500万円以上の者であること。ただし、県内に主たる営業所を設置していない者（以下「県外

業者」という。)については、申請する業種について直前の経営規模等評価の申請における年間平均完成工事高が1億円以上であること。

- (9) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険関係が成立していること。
- (10) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務（以下「健康保険等届出義務」という。）を履行していること。
- (11) アスファルト舗装工事に係る入札参加資格審査申請者については、(1)から(10)までに掲げるもののほか、知事が別に定める舗装業者工事施工能力審査の申請をし、審査を受けていること。

3 入札参加資格審査申請書類

入札参加資格審査を申請しようとする者は、知事が別に定める入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。ただし、県内に主たる営業所を設置している者の申請に係る添付書類については、(6)から(13)までに掲げる書類とする。

- (1) 建設業許可を受けていることを証明する書類
- (2) 営業所一覧表
- (3) 工事経歴書
- (4) 主要取引金融機関一覧表
- (5) 契約の締結について権限を委任する場合は、その委任状
- (6) 総合評定値の通知書の写し
- (7) 岡山県税の納付義務のある者は、岡山県県民局長が証明した県税（延滞金等を含む。）の完納証明書（納付を要しない者については、申立書）
- (8) 県内の市町村長が証明した市町村税（延滞金等を含む。）の完納証明書（県外業者については、契約の締結について権限を委任された者が属する営業所が県内にある場合のみ）
- (9) 税務署長が証明した消費税及び地方消費税の完納証明書
- (10) 中小企業退職金共済加入証明書、建設業退職金共済加入・履行等証明書又は特定退職金共済加入証明書
- (11) 労働者災害補償保険法に基づく保険関係が成立していることを証する書類
- (12) 健康保険等届出義務を履行していることを証する書類
- (13) (1)から(12)までに掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類

4 入札参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

(1) 提出期間

随時（岡山県の休日をも定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。ただし、提出期日によっては、入札執行日までに入札参加資格審査が完了しない場合がある。

(2) 提出場所

岡山県土木部監理課建設業班（岡山市北区内山下2-4-6）

(3) 提出方法

午前9時から午前11時30分まで又は午後1時から午後4時30分までの間に(2)の提出場所に持参すること。

5 入札参加資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

資格を付与された日から令和9年5月31日までとする。

(2) 更新手続

令和9年2月5日から同月15日までの間（休日を除く。）に3に定める申請書類を4(2)の場所に提出すること。

6 その他

(1) 入札参加資格審査申請書の作成に使用する言語

入札参加資格審査申請書は、日本語で作成すること。その他の書類で、外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、申請書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載するものとする。

(2) 申請者への入札参加資格審査の結果通知

文書で通知する。

(3) 入札公告の方法

地方自治法施行令第167条の6の規定による一般競争入札の公告は、県公報により行う。

(4) 入札参加資格審査についての問合せ先

岡山県土木部監理課建設業班（電話 086-226-7463）